

岐阜県公報

目次

告示

指定猟法禁止区域の指定

(環境企画課)

ページ
一

号外(一) 平成三十一年三月四日

告示

岐阜県告示第百七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十五条第一項の規定により次のとおり指定猟法禁止区域を指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成三十一年三月四日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定猟法の種類

銃及びびわなを使用する方法

二 指定猟法禁止区域の名称及び区域

名称	区域
県西部指定猟法禁止区域	揖斐郡揖斐川町三輪地内の国道四百十七号と国道三百三十三号の交点を起点とし、同所から国道を北西進し同町北方と同町乙原との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同大字と同町谷汲神原との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同大字と同町小津との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同町と本巣市との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し同市根尾高尾と同市根尾宇津志との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し県道根尾谷汲大野線との交点に至り、同所から同県道を北進し国道百五十七号との交点に至り、同所から同国道を北進し国道四百十八号との交点に至り、同所から同国道を北進し本巣市と山県市との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同市葛原と同市神崎との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同大字と同市片原との境界と

三 指定猟法禁止区域の存続期間

平成三十一年三月五日から平成三十一年三月十五日まで

の交点に至り、同所から同境界を東進し同大字と同市円原との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同大字と同市椿との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し同市円原と同市柿野との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同市と関市との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同市洞戸飛瀬と同市洞戸尾倉との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同大字と同市洞戸栗原との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同大字と同市洞戸高賀との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同大字と同市と美濃市との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し郡上市と関市との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し同町坂内川上と同町門入との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し同大字と同町坂内広瀬との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同町戸入との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同町鶴見と同町坂内広瀬との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し同町西横山と同町坂内坂本との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し同町西横山と同町西進し同町春日美東との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し同町春日美東と同町西津汲との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し同町春日六合と同町外津汲との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し同町春日六合と同町三倉と同町春日六合との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し同町上野との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し同町市場と同町春日六合との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し同町春日六合との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し同町瑞岩寺との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同町池田揖斐川線との交点に至り、同所から同境界を北進し国道三百三号との交点に至り、同所から同国道を北西進し起点に至る線により囲まれた区域

平成三十一年三月四日発行

発行者 岐 阜 県 庁

岐阜市数田南二丁目一番一 号

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社